

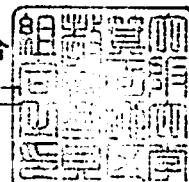
2017年6月8日

大阪大学学長

西尾 章治郎 殿

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 松本 健二



団体交渉の申し入れ

以下の2点について、団体交渉を申し入れます。つきましては、日程の調整をよろしくお願ひいたします。

(1) 年俸制について

本学でも平成27年度の教員募集から年俸制が導入され、現在、助教はすべて年俸制になっています。年俸制については、考え方や個人の価値観によってその是非は分かれるところであると承知しています。しかし、月給制と比べて、年俸制では住居手当・通勤手当・扶養手当等が無く、それに代わるもののが家族形態・住宅事情などの諸条件とは関係なく一律に年俸に組み入れられています。また、基本年俸の変更が月給制のように毎年ではなく3年毎です。具体的にいえば、賃貸に居住する教員には月額2万7千円の住宅手当がありますが、年俸制では住宅・交通費・扶養家族手当に相当するものを合わせても、月額2～3万円であるとのことです。このように、年俸制は個人の状況に応じた保障がしっかりとされているのか、また月給制に比べて不利な点がないかどうか判断が難しい面もあり、それがおそらく年俸制希望者が当初の想定ほど多くない一因ともなっていると考えられます。さらには、このことが生活設計への不安や仕事へのモチベーション喪失を招くなど重大な影響を与えることも危惧されます。年俸制で採用された教員にも、一定期間を過ぎたら年俸制か月給制かを選択できる権利を与えることが望まれます。当組合は、すべての教員に月給制と年俸制のどちらかを選べるようにしていくべきだと考えており、大学に制度改善を申し入れます。

(2) 育児休暇中の兼業について

当組合に所属する教員が育児休暇を取得中に、少しでも研究を進めようと、滞在予定先で大学の研究員の資格を取得しようとしたところ、本部人事課より、以下の回答とともに研究員資格取得を許可されないということが起こりました。

【人事課からの回答】そもそも育児休業とは、「子を養育するための」休業であり、教職員就業規則第26条に規定する「職務専念義務」等に対し、一定期間労働者の労務提供義務を消滅させる効果をもつものとなります。

※教職員は、国大法に定める国立大学の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、その職務に専念しなければならない。

しかし、当該教員は他大学での研究員の資格を取得して図書館を使用する等少しでも研究を進めたいと希望しており、これは「誠実かつ公正に職務を遂行する」ことに抵触するどころか、少しでも職務（=研究）を促進しようという努力を払っているといえます。このような育休中の兼業禁止の解釈は行き過ぎであり、育休中の研究活動を制限するような措置は私生活への侵害にもなると危惧されます。今後、本学においても女性教員（または男性教員）の育休取得が増えて行くと予測される中、大学が育児休暇取得中の研究活動にあえて制限をかけるような行動はするべくなく、むしろ支援する姿勢で臨むべきと考えます。